

# 【概要版】 児童虐待による死亡事例等調査検証報告書（令和4年4月 施設から家庭引取りになった男児の死亡事例）



## 1 検証の目的と方法

本検証は、令和4年3月31日に施設から家庭引取りになった当時2歳の男児が、同年4月23日に自宅から搬送された医療機関にて死亡が確認され、令和5年2月21日に母親が傷害致死の容疑で逮捕された事案について、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、神奈川県が設置した「児童虐待による死亡事例等調査検証委員会」において、事実の把握と発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的として実施した。また、検証の実施にあたっては、児童相談所をはじめとする関係機関の関わりにより焦点を当てた調査から情報を整理し、課題の抽出等を行い、その対応について検証した。

## 2 検証委員会の構成及び開催状況

### 【委員会の構成】

委員名	職名
荒木田 美香子 委員長	川崎市立看護大学 副学長
小村 陽子 委員	神奈川県弁護士会 弁護士
後藤 彰子 委員	児童福祉審議会委員
山本 恒雄 委員	社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研究員

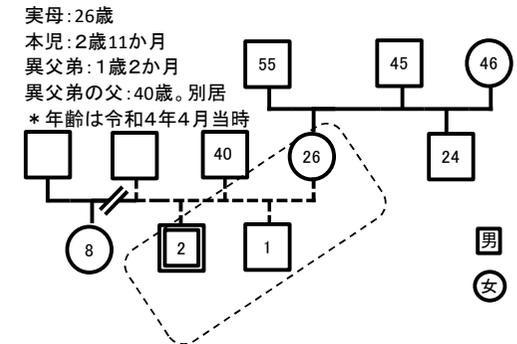
### 【開催状況】

開催日	内容	開催日	内容
令和5年5月8日(月)	調査チーム会合	令和5年7月18日(火)	第3回 全体会合
令和5年5月16日(火)	第1回 全体会合	令和5年8月22日(火)	第4回 全体会合
令和5年6月20日(火)	第2回 全体会合	令和5年9月19日(火)	第5回 全体会合
令和5年7月11日(火)	関係者ヒアリング	令和5年10月17日(火)	第6回 全体会合

## 3 事例の概要・家族状況

### 【事例の概要】

- 令和4年4月23日、児童相談所が支援中であった2歳男児が、自宅から心肺停止状態で医療機関に救急搬送され、同日、頭蓋内損傷により死亡が確認された。
- この男児については、出生時、医療機関よりネグレクトケースとして児童相談所が通告を受け、令和元年6月3日より、乳児院への一時保護委託等を行っていた。当初、実母との交流は途絶えていたが、令和3年3月に実母と再会した後、家庭引取りに向けたプログラムが進められ、面会、外出、外泊の交流を重ね、令和4年3月31日に乳児院の入所措置を解除、家庭引取りとなった。
- しかし、同年4月1日の乳児院による家庭訪問以降、児童相談所をはじめとした関係機関が母子と会えない状況が続く中、男児が死亡に至った。なお、実母については、令和5年2月21日に男児への傷害致死の容疑で逮捕、同年3月13日に暴行容疑で再逮捕され、同月31日に起訴された。



	検証により明らかになった事実	課題
①家庭引取りの判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子の交流を面会、外出、外泊と段階的に進める中で、支援していた乳児院も含めて、母子の関係性が良好と評価していた。</li> <li>● 要保護児童対策地域協議会による個別ケース検討会議を、家庭引取り前に実施していなかった。</li> <li>● 交流が順調であったことから、親子再統合に向けた支援に親子支援チームの積極的な関与は必要ないと判断していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生直後から1年8か月という空白の期間が及ぼす愛着形成への影響について、実母の面接等を通して確認、評価する必要があった。</li> <li>● 家庭引取りを検討する際、生活の変化など発生し得るリスクを想定し、具体的な対応方法を関係機関で共有する必要があった。</li> </ul>
②本家庭に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実母の生育史において、複数の支援機関が関与していたことなどの情報を支援に活用できていなかった。</li> <li>● 実母の生活実態が不透明であることや、面会が度々キャンセルになるなど、懸念すべき内容が散見されていたが、母子交流が順調であったことなどが、家庭引取りに向けた安心材料として評価されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実母の生育史等の情報をより詳細に把握し、評価に繋げていく必要があった。</li> <li>● 家庭引取りの検討を開始する段階で、養育環境や実母の生活実態について、現状を適切に把握し、継続して確認する必要があった。</li> <li>● 本家庭の課題を客観的かつ多面的に判断するため、親子支援チームをはじめとした多職種による評価が必要であった。</li> <li>● 調査や評価の結果として懸念すべき内容がある場合は、支援者間で共有し、確認していく必要があった。</li> </ul>
③家庭引取り後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭引取り後、本児の生活状況が確認できなくなることは想定していたが、身体的虐待の発生までは想定していなかった。</li> <li>● 乳児院が4月1日の家庭訪問で把握した情報を、援助方針会議で共有していなかった。</li> <li>● 4月15日の個別ケース検討会議の際、乳児院から早急な家庭訪問を提案されたが、実母とは連絡が取れていたため、早急な家庭訪問が必要との認識には至っていなかった。</li> <li>● 4月15日の個別ケース検討会議の内容について、援助方針会議で共有していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養育状況や家族状況の変化を、虐待のリスクとして想定しておく必要があった。</li> <li>● 4月1日の乳児院からの連絡を通告と同様に捉え、児童相談所として対応を直ちに判断する必要があった。</li> <li>● 家庭引取り前に個別ケース検討会議を実施し、再介入の必要性を判断するための基準や対応手順、各機関の役割を確認する必要があった。</li> <li>● 母子を現認できていないことは重篤な事態であり、発熱等の理由があっても感染症対策を講じた上で、アポイント無しによる家庭訪問を実施するなど、児童相談所として本児の安全を確認するため、最大限の努力をする必要があった。</li> </ul>

# 提言

## (1) 乳幼児期の愛着形成に重要な時期に分離されたケースの評価について

- 出生直後より分離された場合、母子の愛着形成や関係性を客観的に評価できる技法を用い、慎重に評価することが必要である。
- 愛着関係の評価や家庭を客観的かつ多面的な視点で捉える必要がある場合、親子支援チームや児童心理司等の多職種を積極的に関与させ評価し、児童相談所としての方針を決定する必要がある。
- 親子支援チームという役割を安定して担う専門職としてのスキルの維持・向上及び体制強化を図る必要があることから、児童相談所における人材の育成・配置については十分検討されたい。

## (2) 保護者や家庭の評価について

- 保護者や家庭の評価を行う際、交流時の親子の関係性の評価だけでなく、基本的な養育環境が整えられ、子どもが安心かつ安全な生活を送ることが可能なのか、保護者が適切な養育が可能なのかという基本的な評価を丁寧に行うことが必要である。
- 家庭引取り後も、家族を支援する関係機関と保護者が信頼関係を維持できるかの評価（約束を守れるか、連絡に応じるかなど）を行うことも必要である。
- 家庭引取りを目指す際は、在宅生活における虐待のリスクを最小限とするとともに、リスクを回避する手段を確立しておく必要がある。

## (3) 家庭引取りにおける支援体制について

- 家庭引取り後の家族関係や養育環境の変化が虐待の再発に繋がりやすい要因となることを改めて認識する必要がある。
- 児童福祉司指導等の通知には具体的な指導内容だけでなく、児童相談所の介入についても記載し、保護者と共有する必要がある。
- 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を通じ、関係機関が児童相談所の方針や見通しを共有する必要がある。
- 子どもに起き得るリスクについて、児童相談所の再介入の必要性を判断するための基準を設け、対応手順や関係機関との役割分担等を確認しておく必要がある。